

「就学支援金」と「授業料軽減助成金」

- 国の法律に基づき「就学支援金」が学校に交付され、申請した家庭の授業料負担を軽減します。
- 都内にお住まいの方は、「就学支援金」制度に加えて東京都私学財団の「授業料軽減助成金」による給付をあわせて受け取ることができます。
- 所定の要件を満たさず就学支援金[新制度]の対象外となる外国籍を有する生徒については、世帯の所得に応じて就学支援金の経過措置または「高校生等・新修学支援金」の対象となり得る場合があります。
- 授業料以外の学費負担軽減として「奨学給付金(都)」制度があります。保護者の年収により給付されます。
- 都外在住の方はお住まいの自治体へお問い合わせください。

〈令和8年度の例〉 ※令和9年度以降は変更になる場合がございますので、ご入学後に改めて内容をご確認ください。

授業料の負担軽減制度(所得制限なし)

- ①国の助成 就学支援金(新制度)  ②都の助成 授業料軽減助成金  合わせて最大で年50万1,000円※1(在学校の授業料が上限※2)

- ①と②は、それぞれ別に申請が必要です。
- 制度の利用には毎年度申請が必要です。

①国の助成 就学支援金(新制度)	②都の助成 授業料軽減助成金
45万7,200円(上限額)	4万3,800円(上限額) 都内在住要件があります。

※1 都内の私立高等学校平均授業料相当額

※2 授業料の負担軽減額は、50万1,000円の範囲内で、在学校の授業料[※](保護者が負担した金額)が上限です。

注：選択コースにより授業料が異なるため、助成される上限額が変わります。

お申し込み

申請手続きの詳細は、ご入学後にご案内いたします。

制度のお問い合わせ先

①就学支援金 新修学支援金

東京都私学就学支援金センター
就学支援金担当

TEL.03-6743-5011 (受付時間 平日9:15~17:00)

②授業料軽減助成金 ③奨学給付金

東京都私学就学支援金センター
授業料軽減・給付金担当(高校)

TEL.03-5206-7925 (受付時間 平日9:15~17:00)